

## 議題 6

議案第 38 号

平成 30 年 12 月 21 日提出

広島市指定重要文化財の指定について

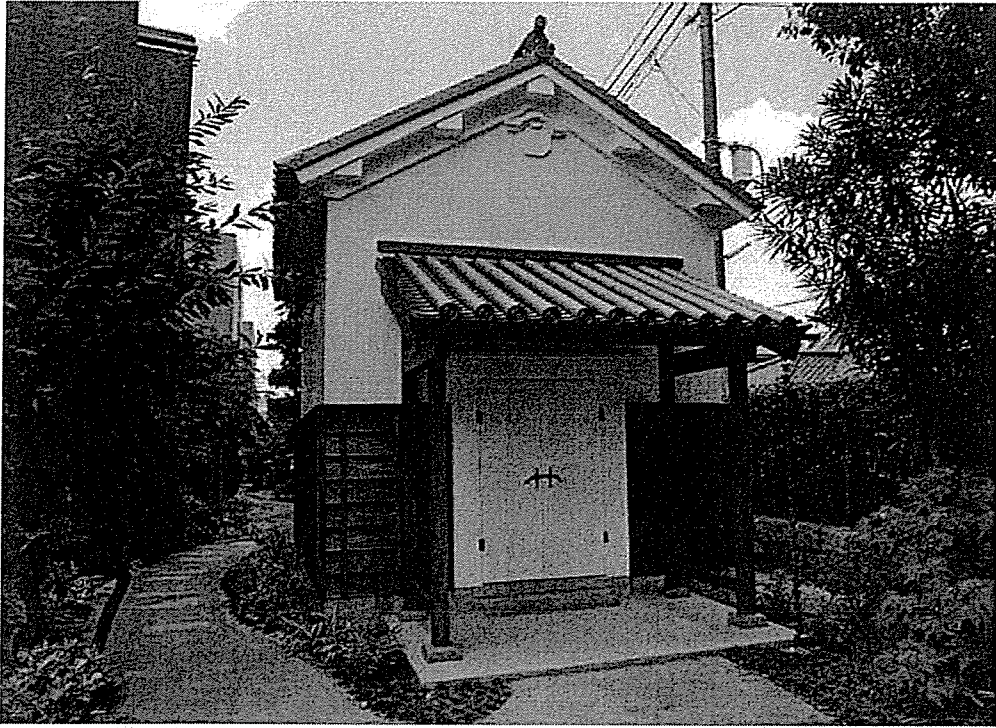
このことについて、別紙の物件を文化財に指定することとしたい。

## 文化財指定候補概要

指定区分	広島市指定重要有形文化財（建造物）
名称	きゅうしげたにけどぞう でんひろしまじょうどぞう 旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵）
所在地	広島市中区南千田西町8番1号
所有者	氏名 学校法人修道学園 住所 広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号
代表者	理事長 林 正夫
員数	1棟
概要	土蔵造 けたゆき 桁行5.91m（三間） はりま 梁間3.94m（二間） 二階建、きりつまづくり 切妻造、つまいり 妻入、ほんがわらぶき 本瓦葺  19世紀前期頃の江戸時代後期に建築されたと推定される。
文化財的価値について	本例は、通常の土蔵と比べて用材や仕上げが極めて良好であること、六尺五寸の柱間寸法を用いること、ひろしまじょうあとで出土するものと同じ瓦を使っていること、広島城からの移築の伝承があることなどからして、広島城内から移築された土蔵であることは確実である。また、広島旧市街地に現存する唯一の江戸時代の土蔵であり、その価値は高い。

旧重谷家土蔵（伝広島城土蔵）資料

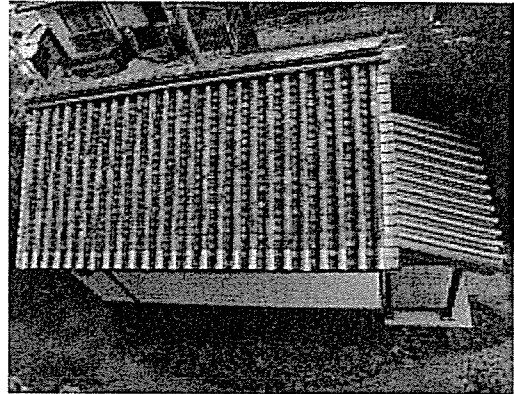
1 外観 正面（東面）



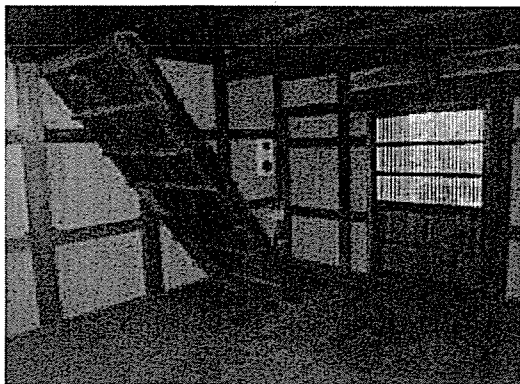
2 外観 背面（西面）



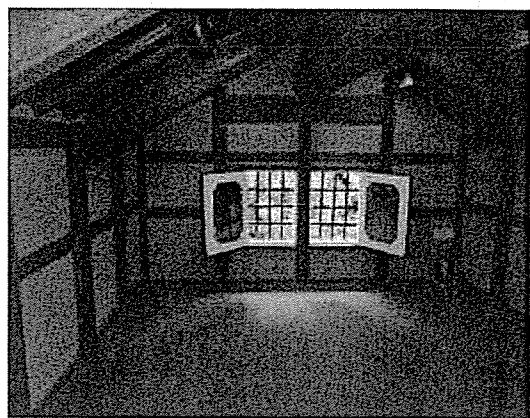
3 屋根 側面（南面）



4 1階内部 正・側面（北東面）



5 2階内部 背面（西面）



写真出典：学校法人修道学園 提供

## ○広島市文化財保護条例

昭和 43 年 4 月 1 日  
条例第 20 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、広島市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて市民の文化の向上発展に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの
- (4) 史跡、名勝及び天然記念物で市にとって価値のあるもの

### (文化財の指定)

第 3 条 広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内にある文化財のうち、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)又は広島県文化財保護条例(昭和 27 年広島県条例第 47 号)により国又は県が指定した文化財以外の文化財で重要なものを広島市指定重要文化財(以下「市指定重要文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定により指定をしようとするときは、あらかじめその所有者、権限に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 3 教育委員会は、第 1 項の規定により指定をしたときは、その旨を告示し、かつ、所有者等に通知しなければならない。

### (管理及び保存)

第 4 条 市指定重要文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会の指示又は助言に従い、市指定重要文化財の管理及び保存に努めなければならない。

### (管理等に関する指示又は助言)

第 5 条 教育委員会は、市指定重要文化財の所有者等に対し、その管理及び保存について必要な指示又は助言をすることができる。

### (管理状況等の報告)

第 6 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、市指定重要文化財の現状並びに管理及び保存の状況について報告を求めることができる。

### (現状変更の承認)

第 7 条 市指定重要文化財の所有者等は、その現状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

### (住所等の変更届)

第 8 条 市指定重要文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 所有者等が変更したとき。
  - (2) 所有者等の氏名又は住所を変更したとき。
  - (3) 市指定重要文化財の全部又は一部が滅失、き損又は亡失したとき。
- 2 市指定重要文化財の保持者が死亡したときは、その相続人は、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(出品又は公開)

第9条 教育委員会は、市指定重要文化財の所有者等に対し、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

- 2 前項の規定による出品又は公開に要する経費は、その全部又は一部を教育委員会において負担することができる。

(補助金の交付)

第10条 市指定重要文化財の管理及び保存につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会は、その経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理及び保存に関し必要な事項を指示することができる。

(指定の解除)

第11条 市指定重要文化財がその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、教育委員会は、市指定重要文化財の指定を解除することができる。

- 2 第3条第3項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(審議会の設置及び所掌事務)

第12条 教育委員会に広島市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の指定及び解除その他文化財の保存及び活用について必要な事項を審議する。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財に関し識見の高い者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

○広島市文化財保護条例施行規則

昭和 43 年 4 月 1 日  
教育委員会規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、広島市文化財保護条例(昭和 43 年広島市条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第 2 条 広島市指定重要文化財(以下「市指定重要文化財」という。)の指定を受けようとするものは、所定の様式による指定申請書を広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は前項による申請書を受理したときは、広島市文化財審議会に諮問し、適当と認められるものについて指定する。

(指定の呼称)

第 3 条 教育委員会が前条第 2 項の規定により指定する場合の市指定重要文化財の呼称は、つぎの各号の定めるところによる。

- (1) 条例第 2 条第 1 号の規定による有形の文化財は、広島市指定重要有形文化財と称する。
- (2) 条例第 2 条第 2 号の規定による無形の文化財は、広島市指定重要無形文化財と称する。
- (3) 条例第 2 条第 3 号の規定による民俗資料は、広島市指定重要民俗資料と称する。
- (4) 条例第 2 条第 4 号の規定による史跡、名勝及び天然記念物は、それぞれ広島市指定史跡、広島市指定名勝及び広島市指定天然記念物と称する。

(指定書の交付)

第 4 条 条例第 3 条第 3 項の規定により市指定重要文化財に指定したときは、所定の様式による指定書を所有者または権原に基づく占有者もしくは保持者(以下「所有者等」という。)に交付する。

(管理責任者の選任)

第 5 条 市指定重要文化財の所有者等は、特別の事情のあるときは自己に代り当該文化財を管理する者(以下「管理責任者」という。)を選任し、これに当該文化財を管理させることができる。

2 前項の規定により管理責任者を選任しまたは解任したときは、所定の様式による管理責任者選任(解任)届を教育委員会へ提出しなければならない。

(承認申請及び届出)

第 6 条 条例第 7 条の規定による現状変更の承認及び条例第 8 条各号の規定による届出については、つぎの各号による。

- (1) 現状変更等承認申請書(所定の様式)
- (2) 所有者等変更届(所定の様式)
- (3) 所有者等(管理責任者)氏名(住所)変更届(所定の様式)
- (4) 文化財所在変更届(所定の様式)
- (5) 文化財滅失(亡失、き損)届(所定の様式)

(指定書の返還)

第 7 条 所有者等は、条例第 11 条第 2 項の規定による指定解除の通知をうけたときはすみやかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(文化財台帳)

第 8 条 教育委員会に広島市指定重要文化財台帳を備える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。